

### 建設機械の保有状況

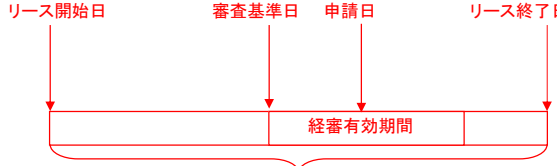
通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有 又は リース	取得日又はリース期間	検査実施年月日 又は 有効期間
1	ショベル系掘削機	***	30S20001	所 リ	S50. 6. 20 ~	R2. 8. 3
2	トラクターショベル	◇◇◇	123R4567	所 リ	H30. 8. 1 ~ R5. 7	R2. 8. 3
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

表の下の記入要領のとおり、建設機械の種類を記入してください。

審査基準日を含む直前1年間に実施した特定自主検査の実施年月日を記入してください。  
 ※移動式クレーンと大型ダンプ車については、特定自主検査実施年月日ではなく、各々、移動式クレーン検査証の有効期間、自動車検査証の有効期間を記入してください。



リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（審査基準日から1年7か月）を含んでいる場合のみ評価対象となります。



リース期間が経過の有効期間を含んでいる必要があります。  
 ただし、有効期間内にリース期間が終了するものであっても、リース会社との覚書等の書面で審査基準日から1年7か月を超えてリースされることが確認できた場合は評価対象とします。  
 ※自動更新条項があっても、更新されることが書面等で確認できない場合は評価対象とはなりません。

対象となる建設機械は以下のとおりです。  
 ○**ショベル系掘削機**: ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの  
 ○**ブルドーザー**: 自重が3トン以上のもの  
 ○**トラクターショベル**: バケット容量が0.4立方メートル以上のもの  
 ○**移動式クレーン**: つり上げ荷重3トン以上のもの  
 ○**大型ダンプ車**: 車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出て、表示番号の指定を受けているもの（営業用のダンプでも可。ただし、運輸支局で「自動車検査証」の備考欄に、主として建設業の用途に使用する旨の記載がされたものに限る。）  
 ○**モーターグレーダー**: 自重が6トン以上のもの

- (記入要領)
- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーのいずれかを記入すること。
  - 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間（始期と終期）を記入すること。

### ISOの取得状況

	認証を受けた業種	有効期間
IS09001	〇〇工事、〇〇工事	R2. 8. 1 ~ R4. 7. 31
IS014001	〇〇工事	R2. 9. 1 ~ R4. 8. 31